Щ 対振興法第十四条の地方税の不均一 課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一 部を改正する省令 新旧対照条文

目次

〔第一条関係〕

山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成三年自治省令第八号) 1

[第二条関係]

(平成五年自治省令第一離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

[第三条関係]

水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一 課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

(平成七年自治省令第十三号) ……7

号

3

[第四条関係]

几 半島振興法第十七条の地方税の不均一 課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 (平成七年自治省令第十六号) : : 9

第五条関係

五.

奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一 課税に伴う措置が

適用される場合等を定める省令 (平成十一年自治省令第十四号) : : 13

第六条関係〕

六 過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均 課税に伴う措置が

適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十号) ・・・・17

[第七条関係]

七 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が

適用される場合等を定める省令(平成十三年総務省令第五十四号)

: 21

〔第八条関係〕

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

(平成十四年総務省令第四十二号) ……25

[第九条関係]

九 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令

(平成十九年総務省令第九十四号) ····41

(第十条関係)

東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が

適用される場合等を定める省令(平成二十三年総務省令第百六十八号) : 43

(第十一条関係)

+

福島復興再生特別措置法第二十六条及び第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が

適用される場合等を定める省令(平成二十五年総務省令第四十九号) : 47

(第十二条関係)

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成二十七年総務省令第七十三号) 50

〔第一条関係〕

〇 山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成三年自治省令第八号)

以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日別償封設備である家屋及ひその敷地である土地の取得(計画期間の初日	以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日別償封設備である家屋及ひその敷地である土地の取得(計画期間の初日
] ************************************	Ⅰ ティード ゥ ー ティーゼード ゥ エード ゥ ー ティードゥ ト ドドド ドドド ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト
める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は	める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は
って、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定	って、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定
活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備であ	活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備であ
部分に限る。)の規定の適用を受ける法第十四条に規定する地域資源を	部分に限る。)の規定の適用を受ける法第十四条に規定する地域資源を
に係る部分に限る。)又は第四十五条第二項(同項の表の第四号に係る	に係る部分に限る。)又は第四十五条第二項(同項の表の第四号に係る
法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項(同項の表の第四号	法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項(同項の表の第四号
その該当しないこととなった日までの期間とする。)に、租税特別措置	その該当しないこととなった日までの期間とする。)に、租税特別措置
地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日から	地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日から
とし、同日前に法第七条第一項の規定により振興山村として指定された	とし、同日前に法第七条第一項の規定により振興山村として指定された
間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間	間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間
一 不動産取得税 計画期間の初日から平成二十九年三月三十一日までの	一 不動産取得税 計画期間の初日から平成三十一年三月三十一日までの
税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。	税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
第二条 法第十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる	第二条 法第十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる
(法第十四条に規定する総務省令で定める場合)	(法第十四条に規定する総務省令で定める場合)
現行	改正案

得税について不均一課税をすることとしている場合あった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手が

区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。) 五百料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材口 法第十四条に規定する農林水産物等販売業(産業振興施策促進区域

万円以上のもの

着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の家屋及び償却資産並びにこれに係る家屋の敷地である土地(計画期間の二 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である二

税について不均一の課税をすることとしている場合

得税について不均一課税をすることとしている場合あった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手が

は千万円)以上のもの
は千万円)以上のもの
は千万円)以上のもの
は千万円)以上のもの
は千万円)以上のもの
は千万円)以上のもの
は千万円)以上のもの

二 固定資産税

税について不均一の課税をすることとしている場合都目以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設のの翌日から起算したものに限り、かつ、土地については、その取得の日家屋及び償却資産並びにこれに係る家屋の敷地である土地(計画期間の

〔第二条関係〕

○ 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成五年自治省令第一号)

所得金額又は収入金額(当該都道府県において課する事業税の課税標	所得金額又は収入金額(当該都道府県において課する事業税の課税標
の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の	の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の
いう。)について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業	いう。)について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業
限る。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」と	限る。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」と
ぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)に	ぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)に
。)であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれ	。)であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれ
の用に供する一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む	の用に供する一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む
項の表の第二号の規定の適用を受ける設備(法第二十条に掲げる事業	項の表の第二号の規定の適用を受ける設備(法第二十条に掲げる事業
年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第二号又は第四十五条第二	年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第二号又は第四十五条第二
平成二十九年三月三十一日までの間に、租税特別措置法(昭和三十二	平成三十一年三月三十一日までの間に、租税特別措置法(昭和三十二
年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から	年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から
イ 法第二条第二項の規定による主務大臣の公示の日(その日が平成五	イ 法第二条第二項の規定による主務大臣の公示の日(その日が平成五
税をすることとしている場合	税をすることとしている場合
一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課	一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課
税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。	税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
第二条 法第二十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる	第二条 法第二十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる
(法第二十条に規定する総務省令で定める場合)	(法第二十条に規定する総務省令で定める場合)
現行	改正案

準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した

額に対して課する事業税

本金の額等が一億円超である法人にあっては二千万円とする。)以額等が五千万円超一億円以下である法人にあっては千万円とし、資二年政令第四十三号)第二十八条の九第十三項に規定する資本金の1 製造業又は旅館業 五百万円(租税特別措置法施行令(昭和三十

上のもの

(情報サービス業及び第一条に掲げる事業 五百万円以上のもの

口略

二 三

略

(製造業又は旅館業 五百万円(租税特別措置法施行令(四) 額に対して課する事業税

準額となるものをいう。)

のうち当該設備に係るものとして計算した

上のもの

「一製造業又は旅館業」五百万円(租税特別措置法施行令(昭和三十年) 製造業又は旅館業 五百万円(租税特別措置法施行令(昭和三十年) 製造業又は旅館業 五百万円(租税特別措置法施行令(昭和三十

全額に対して課する事業税 金額に対して課する事業税 金額に対して課する事業税

「不動産取得税」特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつる家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつま該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税については、その取得の日の翌日から起算して一年以内にいる場合

ら起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があて取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日か家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後においニ 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である

第 2 る。 掲げる区 条 (対象設 倉庫 略 ŧ 百 X その 略 七十 账账 0 該整 産業の を含む。 前 号) 条第 当該設備を新設し、又は増設した者が当ま事務所又は事業所の固定資産の価額(主えてはガス供給業の法人にあっては当該固定事業用の設備に係る固定資産の価額) [分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とす 【備に係る所得金額等の計算方法】 行う主たる事業が 道府県において 業年度に係る所 該新設! 法 人の 第 号の当該設備に係るものとして計算し 湯合 一条第 を除く。 \subset 又は増設し 項 、当該法、 「得 第一 電 以 気供 下この 一号に規 た設備い 給 人に課す 号におい 業 定する小売電気事業 (電気事 に発 Ň B # て同じ。 業法 퍼 業税の課税標準 当該都道府県内に有する 主たる事業が電気供給募 固定資産の価額のうち襲 |定資 (昭 強の た額は、 和 の価額 ガ これ ス供給業又 + \sim 九 次の各号に ななる 年法 に準ずる > 律 る業製 第 第 2 掲げる区 る。 (対象設備に係る所得金額等 外 条 倉 て課税免除又は不均 0 た場合における当該 その 0 道事業又は 当該都道府県において当該法人又はなるべき当該事業年度又は当該年に \times 前号以外の X **Ш**Ш 庫 事業をあわ 「該都道府県において 「該事業年度に係る所 業 前条第 当該設備を新設し、又は増設した者が当該事務所又は事業所の固定資産の価額(主た 又はガス供給業の法人にあっては当該固定 造事業用の設備に係る固定資産の価額) 当該設備を新設し、事務所又は事業所の 0 .分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とす 账 行う主たる事 **1**該新設 該新設 法 人 湯合 0 号 軌 道事 の当 せて行う法 場 \subset 合 事業が 業 該 又は増設した設備に 又は増設し 欧土地に 設備に係るも 課税をすることとして 〇 以 下 .当該法人に課す .得 電 又は増設し 人に 気供 Ò 限 計算方法 る。 鉄 た設備に係 給 0 軌 業 1 道事 7 し数 のとし は、 4 面庥 以に課す る所得 業 庥 対 袮 Ø 半 Ŋ B # て計算した額 して課する固定資産 従業 該 という。 파 業税の課税標 いる場合 鉄 該都道府県内に有 定定 き者の数 軌 都る資 資 る事業税の課税標 那道府県内に有する 5事業が電気供給募 資産の価額のうち要 強の 道 事 <u>ک</u> 業以外の 自 ガス供給業又は は、 業 れら 次の \cap 一税に £ 各号に 事 Ō ٠į Ø る業製 事 半 2 B 0

Ñ

業

第十二項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及二百二十六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第十一項及び事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和二十五年法律第第 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の

び所得の算定の例による。

係る部分について前項の規定を適用する。

事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和二十五年法律第3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の

一項 並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及二百二十六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第

び所得の算定の例による。

〔第三条関係〕

○ 水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成七年自治省令第十三号)

改正案	現行
(法第十三条に規定する総務省令で定める場合)	(法第十三条に規定する総務省令で定める場合)
第三条 法第十三条に規定する総務省令で定める場合は、平成四年四月一日 第	第三条 法第十三条に規定する総務省令で定める場合は、平成四年四月一日
から平成二十七年三月三十一日までの間に行われた法第三条の規定による	から平成二十七年三月三十一日までの間に行われた法第三条の規定による
国土交通大臣の公示の日(その日が平成七年四月一日前である場合には、	国土交通大臣の公示の日(その日が平成七年四月一日前である場合には、
同日。以下「公示日」という。)から平成三十一年三月三十一日までの期	同日。以下「公示日」という。)から平成二十九年三月三十一日までの期
間内(当該期間内に同条第一項に規定する水源地域に該当しないこととな	間内(当該期間内に同条第一項に規定する水源地域に該当しないこととな
る場合にあっては、公示日からその該当しないこととなる日までの期間内	る場合にあっては、公示日からその該当しないこととなる日までの期間内
とし、当該期間内に法第二条第一項に規定する指定ダム等の供用開始日が	とし、当該期間内に法第二条第一項に規定する指定ダム等の供用開始日が
到来することとなる場合にあっては、公示日から当該供用開始日までの期	到来することとなる場合にあっては、公示日から当該供用開始日までの期
間内とする。)に、製造の事業の用に供する設備(一の生産設備で、これ	間内とする。)に、製造の事業の用に供する設備(一の生産設備で、これ
を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)	を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)
第六条第一号及び第三号又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号	第六条第一号及び第三号又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号
)第十三条第一号及び第三号に掲げるものに限る。)の取得価額の合計額)第十三条第一号及び第三号に掲げるものに限る。)の取得価額の合計額
が二千七百万円を超えるものに限る。)又は旅館業の用に供する設備(ホ	が二千七百万円を超えるものに限る。)又は旅館業の用に供する設備(ホ
テル用、旅館用又は簡易宿所用の建物(その構造及び設備が旅館業法第三	テル用、旅館用又は簡易宿所用の建物(その構造及び設備が旅館業法第三
条第二項に規定する基準を満たすものに限る。)及びその附属設備であっ	条第二項に規定する基準を満たすものに限る。)及びその附属設備であっ
て、その取得価額の合計額が二千七百万円を超えるものに限る。)を新設	て、その取得価額の合計額が二千七百万円を超えるものに限る。)を新設

している場合とする。	している場合とする。
地に限る。)に対して課する固定資産税について不均一課税をすることと	地に限る。)に対して課する固定資産税について不均一課税をすることと
当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土	当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土
り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に	り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に
及び償却資産並びにその敷地である土地(公示日以後に取得したものに限	及び償却資産並びにその敷地である土地(公示日以後に取得したものに限
し、又は増設した者について、当該新設し、又は増設した設備である家屋	し、又は増設した者について、当該新設し、又は増設した設備である家屋

〔第四条関係〕

〇 半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成七年自治省令第十六号)

十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 事業税 法第九条の工第二項第四号に掲げる計画期間(以下「計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間の初日から平成二十九年三月三十一日までの間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間の初日からその下、1年法律第二十六号)第十二条第三項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)又は第四十五条第二項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は、の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は、2000年により、2000年により当該認定産業振興促進計画に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は、2000年によりにより、2000年によりにより、2000年によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 「に応じ、当該各号に定める場合とする。 「に応じ、当該各号に定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分という。)の初日から平成三十一年三月三十一日までの間(当該計画期間の初日からその下第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の系の事の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は
第一条 半島振興法(昭和六十年法律第六十三(法第十七条に規定する総務省令で定める場	<i>~m</i>
現行	改正案

する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額 れ次に定める取得価額のもの 設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞ (当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。 のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税に 当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属 又は増設した者 (以下「特別償却設備設置者」という。) について (以下「特別償却設備」という。) を新設

ついて不均一課税をすることとしている場合

略

する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額 れ次に定める取得価額のもの 設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞ ついて不均一課税をすることとしている場合 のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税に (当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。 当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属 又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について (以下「特別償却設備」という。) を新設

に規定する資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあって は千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあっては二千 置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十八条の九第十三項 万円とする。)以上のもの 法第十七条第一号又は第五号に掲げる事業 五百万円(租税特別措

る事業にあっては、法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進 るものに限る。) て生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とす 計画に記載された法第九条の二第二項第一号に掲げる計画区域におい 法第十七条第二号から第四号までに掲げる事業(同条第四号に掲げ 五百万円以上のもの

ける当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について不 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合にお る家屋及びその敷地である土地の取得 不動産取得税 かつ、 土地の取得については、 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備であ その取得の日の翌日から起算して一 (計画期間の初日以後の取得に限

第 る。 掲げ 特 倉庫 Ł 百 X その 略 る区 别 黑黑 0 七 産業の 該該 償 を含む。 + 前 条第 当事又造 都事 号) 行う主たる事業が |分ごとにそれぞれ当該各号に定め 却 账 談務は、製品の対象を 該新 道業 法 設 質符県において、 新年度に係る所が 人の 第 備に係る 影響 (備を新設し、又は増設した者) ・又は事業所の固定資産の価額 ・ス供給業の法人にあっては当覧 ・用の設備に係る固定資産の価 号 湯合 一条第 を除 Ď \subset 当 該 所 又は増設 設 得 項 当得該 第 電 備に係るも 金 以 額等の 気供 下こ 一号に 按 公給業 0) 4 人に課す 号にお 規 熨 計 **算方法** のとして計算した額は、 徧 定する小売電 電 Ñ る算式によ Š 庥 1 気事業法 該額 B # て同じ。 固定 業税の課税標 該た定 亥都道府県内に有する にる事業が電気供給ぎ 定資産の価額のうち襲 資産の 気事業 韶 いって 和三 計算 直 ガ $\widehat{\mathcal{L}}$ 一十九 業 ス供給業又 れ \wedge した額とす 次 年法 に準ずる 0 Z, 各号に Ø る業製 律 は 第 第 掲げ る。 三 税につ 特 後に 倉 条 \mathcal{O} 家 均 当該都道J なるべき その 翌日 前号以 庫業 手が 別償却設備に係る所得金 X 黑黑 る 屋及び償却資産 固定資産税 該該 お 課税をすることとして 区 前 核都道府県に 2 核事業年度に 6 当該設備を新設し、又は増設した。 事務所又は事業所の固定資産の価 又はガス供給業の法人にあっては 造事業用の設備に係る固定資産の 心の法・ 行う主たる事業が 条 あ から起算して一 į١ 分ごとにそれぞれ当 いて不均 ПĘ 該新 該新設 て取 外 第 つ た場合におけ \mathcal{O} 府辿 人 酆 0 号 得 県該 場 場合 Ď したものに限 特別償却 に事 \subset がいた。東年兼年 だされ、別との別と 当該 課税をすることとしてい 並び 又は増設 又は増設 年以内に当 に当該家屋 設 **沿設備設** . る当 至某 训徒 電 備 いる場 認 気供 「該各号に定め 一額等 診は に 該 法当 法 、係るも ŋ $\overline{}$ 六歲 扩 0 置 人談 給 土 人に課す :設備に 者に 又年 業 地 該 0 計算方法 カコ 敷 備に 土地 つ、 797 のとして計算した額 に 限 地 0 面庥 る算式 る。 であ 庥 八ろに所 者額当価 を 庥 Ø 土 1 る従業 . る場 該額 \mathcal{N} # 敷 地 て、 る土 課得する 퍼 業税の課税標 地 に とする当 該た定 定 当 0 者の数 都る資 ょ 対 該 資 地 \mathcal{O} 11 道事產 産の って 特別 ## して 7 は発見内は無対に対している。 計 業税の課税標 は、 欲は、 計算]該家屋 償 課 亩 ガ 画 する固 そ 期 却設備で 業 ス 供 次の $\overline{\mathcal{O}}$ 間 した額と \wedge 3 に給業又は 取 0 0 ý 定資 各号に 建 得 初 設 \mathcal{O} 日 あ る業製 以 14 産 0 日 る

び所得の算定の例による。	び所得の算定の例による。
十項 並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及	第十二項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及
二百二十六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第	二百二十六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第十一項及び
事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和二十五年法律第	事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和二十五年法律第
3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の	3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の
る部分について前項の規定を適用する。	
以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係	
2 鉄道事業又は軌道事業(以下「鉄軌道事業」という。)とこれらの事業	2 略
へ 当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する 事務所又は事業所の従業者の数	
<	

号

[第五条関係]

○ 奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十一年自治省令第十四)

号に係る部分に限る。)又は第四十五条第二項(同項の表の第三号に	号に係る部分に限る。)又は第四十五条第二項(同項の表の第三号に
法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項(同項の表の第三	法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項(同項の表の第三
初日からその取り消された日までの期間とする。)に、租税特別措置	初日からその取り消された日までの期間とする。)に、租税特別措置
十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該計画期間の	十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該計画期間の
法第十六条第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第	法第十六条第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第
の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に	の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に
以下同じ。)から平成二十九年三月三十一日までの間(当該計画期間	以下同じ。)から平成三十一年三月三十一日までの間(当該計画期間
)の初日(その日が平成二十七年四月一日前である場合には、同日。)の初日(その日が平成二十七年四月一日前である場合には、同日。
第十一条第二項第四号に掲げる計画期間(以下「計画期間」という。	第十一条第二項第四号に掲げる計画期間(以下「計画期間」という。
イ 法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法	イ 法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法
税をすることとしている場合	税をすることとしている場合
一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課	一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課
当該各号に定める場合とする。	当該各号に定める場合とする。
規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、	規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、
第一条 奄美群島振興開発特別措置法(以下「法」という。)第三十八条に	第一条 奄美群島振興開発特別措置法(以下「法」という。)第三十八条に
(法第三十八条に規定する総務省令で定める場合)	(法第三十八条に規定する総務省令で定める場合)
現行	改正案

口 (1) · (2) 事業年度の所得金額又は収入金額(鹿児島県において課する事業税の 以下 もの 算した額に対して課する事業税 課税標準額となるものをいう。) 設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各 合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額 略 略 (以下「特別償却設備」という。) を新設し、又は増設した者 「特別償却設備設置者」という。)について、 略 のうち当該設備に係るものとして計 鹿児島県が、

> 以下 もの 課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計 事業年度の所得金額又は収入金額 ホまでに掲げる事業の用に供する施設又は設備であって、 係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第三十八条第一号イから 算した額に対して課する事業税 設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各 合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額 (以下「特別償却設備」という。) を新設し、又は増設した者 「特別償却設備設置者」という。)について、 (鹿児島県において課する事業税の 鹿児島県が、 取得価 当該 額 0

当該

ホまでに掲げる事業の用に供する施設又は設備であって、

取得価額

0

 \mathcal{O}

係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第三十八条第一号イから

- (1)三項に規定する資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人に 措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十八条の九第十 は二千万円とする。 あっては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人にあって 法第三十八条第一号イ又はホに掲げる事業 以上のもの 五百万円 (租税特別
- (2) もの 法第三十八条第一号ロからニまでに掲げる事業 五百万円以上
- 事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の 居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの 以下であるものについて、 法第三十八条第二号に規定する事業を行う個人でその者又はその同 計画期間の初日の属する年以後の各年の
- る家屋及びその敷地である土地の取得 不動産取得税 特別償却設備設置者について、 (計画期間の初日以後の取得に限 当該特別償却設備であ

その者の所得金額に対して課する事業税

第 る。 掲げる区 倉庫 百 鹿児島! その \times 七十 別償却設備に係る所得金額等の 0 産業の を含む。 前条第一 当該設備を新設し、又 所又は事業所の固定資 ガス供給業の法人にあ 号) |分ごとにそれぞれ当該各号に定め 行う主たる事業が 島県において当 事業年度に係るF 該新設 法 人の場合 第 号の当該設備に係るものとして計算した額は、 一条第 を除く。 $\overline{}$ 又は増設 6該法人に 5所得 項 第 電 以下この号におい 又は増設し7 資産の価額 こあっては当記 気供 号に規定する小売電 \subset た設備に係 鰈 給 計算方法 à 業 B た(該者主国 事業 電 る算式によって計算した額とす 気事業法 き税の課 る固定 て同じ。 がた定 鹿る資 恵児島県内に有する 5事業が電気供給業 資産の価額のうち隻 資産の価 税 気事業 昭 蘇 準 和 ガ \wedge Z ス供給業又 +Ŋ n Ť. 次 が構成を表現で表現で担実である。 7. 年 0 に準ずる 各号に 法 律 務は事 第 第 掲げ 三 る。 (特別 倉庫 条 る当 り、 不均 土地 敷 家 け 年 その る区 る当該・ 惠当 地である土 固定資産税 免除又は不均 以 \times 産業の 公内に当 前条第 一該土地に 土 か 地につ 課税をすることとしている場合 行う主たる事 当該新設 つ、 島県において当 事業年度に係るF 土地 法 ||該土 土 人 ハの場 V 号 限 地 の 地 、ては、 の当 る。 特 0 (計 合 取 得に

取得に限る。 地を敷地とする当該家屋の 課税をすることとしている場 0 V 7 に対して課する不 は、 その 取 建 得 設の \mathcal{O} 日 動 着 0 産取 手が 꺞 日 得税につ あ から起算して った場合に 1 て課

お

屋及び償却資産並び を敷地とする当該家屋又は 別償却設備設置者につい 画 その に対して 期 に当該家屋又は当該 間 取 0 初日 得 課 構 \vec{o} 築物の 以後に 日 する固定資産 0 翌日 建 お 特別 設 から起算して一 いて取得したものに限 て、 0 一税に 着手が | 償却設備である構 当 該 特別償却設備であ 0 るあつ 1 て課税免除 た場合に 年以内に当 り、 築 又 お 物 か 該 \mathcal{O} る

|償却設備に係る所得金額等 'の計算方法'

.分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって 該 設備に係るものとして計算した額 計算 は、 L 次 た 0 に額とす 各号に

業が 電 気 供 給 業

談形、現所、 717 小課げ Ø 事業: 税の課 稅 蘇 準 \mathcal{C} Z B

1,

NH.

ガ

ス

供給業又は

又は増設した設備に係 B 파 压 資 産の価額

当該設備る所又は事業ガス供給等 曹を新設し 雪業所の固定資 計業の法人にお 又は増設し7 資産の価額 あっては当記 、 た者が 順 (主た; (主た; (主た) 鹿る資 児事産 凡島県内に有する事務 事業が電気供給業又は 竜の価額のうち製造事

				_			_					
び	第	<u>-</u>	事	3			2					
所 得	+ =	白一	業に	第一			略				略	
び所得の算定の例による。	第十二項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及	二百二十六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第十一項及び	事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和二十五年法律第	一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の							格	業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額)
び	及十項			3	係	以	2				<u></u>	
び所得の算	項	二百二十六	事業に係る	第一項の	係る部分に	外の東	鉄道事業	>	<	鹿な	前号以	
(/)		-	1余	垻	分	争	争	- 1	1	67 <u>F</u> ⊞	カ	N 1 - 1
晃	並	놋				業	美	温咒	账	島べ	以	継
昇定のご	並びに	-六号)				業をあり	美又は:	当該設が		記書の記述を記述されています。	以外の!	業用又(
昇定の例に	並びに第七	-六号) 第七		固定資産	ついて前	業をあわせ	業 又は軌道	当該設備を 听又は事業		島県におい べき当該事	以外の場合	業用又は旅
昇定の例による	並びに第七十二	-六号)第七十二		固定資産	ついて前	業をあわせて行	業又は軌道事業	当該設備を新設 所又は事業所の		島県において当 べき当該事業年,	以外の場合	業用又は旅館業
算定の例による。	並びに第七十二条の	-六号)第七十二条の		固定資産	ついて前	業をあわせて行う法	業又は軌道事業(以	当該設備を新設し 所又は事業所の従業		島県において当該法 べき当該事業年度又	以外の場合	業用又は旅館業用の
昇定の例による。	並びに第七十二条の五十	-六号)第七十二条の四十		固定資産	ついて前	業をあわせて行う法人に	業又は軌道事業(以下「	当該設備を新設し、又は 听又は事業所の従業者の		島県において当該法人又 べき当該事業年度又は当	以外の場合	業用乂は旅館業用の設備
昇定の例による。	並びに第七十二条の五十四第	-六号)第七十二条の四十八第		固定資産	ついて前	業をあわせて行う法人につい	業又は軌道事業(以下「鉄軌	当該設備を新設し、又は増設 听又は事業所の従業者の数		島県において当該法人又は個 べき当該事業年度又は当該年	以外の場合	兼用又は旅館兼用の設備に係
昇定の例による。	並びに第七十二条の五十四第二項	-六号)第七十二条の四十八第四項		固定資産		業をあわせて行う法人については	業又は軌道事業(以下「鉄軌道事	当該設備を新設し、又は増設した 听又は事業所の従業者の数		島県において当該法人又は個人に べき当該事業年度又は当該年に係	以外の場合	兼用又は旅開業用の設備に係る固
昇定の例による。	並びに第七十二条の五十四第二項に規	-六号)第七十二条の四十八第四項から		固定資産	ついて前	以外の事業をあわせて行う法人については、当	業又は軌道事業(以下「鉄軌道事業」	当該設備を新設し、又は増設した者が 听又は事業所の従業者の数		島県において当該法人又は個人に課す べき当該事業年度又は当該年に係る所	以外の場合	業用人は旅開業用の設備に係る固足質
昇定の例による。	並びに第七十二条の五十四第二項に規定す	-六号)第七十二条の四十八第四項から第六		固定資産	ついて前		業又は軌道事業 (以下「鉄軌道事業」とい	当該設備を新設し、又は増設した者が鹿児 听又は事業所の従業者の数		島県において当該法人又は個人に課する事 べき当該事業年度又は当該年に係る所得	以外の場合	業用人は旅期業用の設備に係る固足貧圧の
昇定の例による。	並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事	-六号)第七十二条の四十八第四項から第六項ま		固定資産	ついて前		業又は軌道事業(以下「鉄軌道事業」という。	当該設備を新設し、又は増設した者が鹿児島県 听又は事業所の従業者の数		島県において当該法人又は個人に課する事業税 べき当該事業年度又は当該年に係る所得	以外の場合	業用又は旅聞業用の設備に除る固足貧困の価額
昇定の例による。	並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税	号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、		固定資産	ついて前		業又は軌道事業 (以下「鉄軌道事業」という。) と	当該設備を新設し、又は増設した者が鹿児島県内に 听又は事業所の従業者の数	当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の数	島県において当該法人又は個人に課する事業税の課 べき当該事業年度又は当該年に係る所得	以外の場合	兼用人は派弭兼用の設備に係る固足貧重の価額)
昇定の例による。	並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分	号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、		固定資産	ついて前		業又は軌道事業(以下「鉄軌道事業」という。) とこれ	当該設備を新設し、又は増設した者が鹿児島県内に有す 听又は事業所の従業者の数		島県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標べき当該事業年度又は当該年に係る所得	以外の場合	兼用人は旅開兼用の設備に係る固足貧産の価額)
昇定の例による。	並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及	-六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第	る部分の所得の算定については、地方税法(昭和二十五年法律第		ついて前	業をあわせて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に	業又は軌道事業 (以下「鉄軌道事業」という。) とこれらの事業	当該設備を新設し、又は増設した者が鹿児島県内に有する事務 所又は事業所の従業者の数		鹿児島県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得	以外の場合	兼用人は派罪兼用の設備に係る固定貧産の価額)

号

[第六条関係]

〇 過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十

規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が二千七百万円	規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が二千七百万円
の表の第一号の第三欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第三欄の	の表の第一号の第三欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第三欄の
第一号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第一項	第一号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第一項
)第十二条第一項の表の第一号の第二欄又は第四十五条第一項の表の)第十二条第一項の表の第一号の第二欄又は第四十五条第一項の表の
以外の区域内において租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号	以外の区域内において租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号
項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区	項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区
疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第三十三条第一	疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第三十三条第一
十一日までの間に、法第二条第一項に規定する過疎地域のうち当該過	十一日までの間に、法第二条第一項に規定する過疎地域のうち当該過
大臣の公示の日(以下「公示日」という。)から平成二十九年三月三	大臣の公示の日(以下「公示日」という。)から平成三十一年三月三
イ 法第二条第二項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通	イ 法第二条第二項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通
税をすることとしている場合	税をすることとしている場合
一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課	一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課
当該各号に定める場合とする。	当該各号に定める場合とする。
規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、	規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、
第一条 過疎地域自立促進特別措置法 (以下「法」という。) 第三十一条に	第一条 過疎地域自立促進特別措置法(以下「法」という。)第三十一条に
(法第三十一条に規定する総務省令で定める場合)	(法第三十一条に規定する総務省令で定める場合)
現行	改正案

口 うち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税 都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。 は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(当該 の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又 した者(以下 略 「特別償却設備設置者」という。)について、

を超えるもの

(以下「特別償却設備」という。) を新設し、

当該設備

又は増設

二 三

略

について、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して ける延べ労働日数の三分の一を超え、 は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(当該 課する事業税 うち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税 の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又 よってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年にお 都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)の した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、 を超えるもの 畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力に (以下「特別償却設備」という。) を新設し、 かつ、二分の一以下であるもの 当該設備 又は増設

 \mathcal{O}

二 不動産取得税 は不均一課税をすることとしている場合 当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該 る家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、 土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について課税免除又 土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備であ か

ら起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があ 家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後におい て課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 った場合における当該土地に限る。 て取得したものに限り、 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である かつ、土地については、その取得の日の翌日か)に対して課する固定資産税につい

第 2 る。 特 倉庫 げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定め 条 略 Ł 百 別償却 X その 略 **Ш**Ш 0 Ł 産業の 前条第一 を含む。 彭該 +当該設備を新設し、又は増事務所又は事業所の固定資 事務所又は事業所の固定資 又はガス供給業の法人にあ 造事業用、農林水産物等販 産物等販売業をいう。)用 資産の価額) 海海(海洋洋洋洋洋 号) 行う主たる事 設 法 該新設 人の 第 府年 備に係る所得 県度ににに 号 を除 場 Ď \subset おいて、原の別 当該設 合 第 業が 又は増設した設備に係 項 金額 当該法人に課する。 第 電 (備に係るものとして計算した額 以 下こ 気 等の 号 供 は増設した者が当該都道府県内に定資産の価額(主たる事業が電気にあっては当該固定資産の価額の等販売業(法第三十条に規定する)用
又は旅館業用の設備に係 0) 給 号にお 規 業 計 **:**算方法) 定す 電 Ň Ź る算式によって計算した額とす 気事業法 V る固定 て同 事業税の課税標準 小. 売電 ľ 資産の価 気 昭 事業 和 ガ は、 ス供給業又 + \sim ħ Ť. 次 年 K 0 13 進ずる 各号に Ś 法 7. 律 第 第 2 係る部分に る。 掲げる区 以 特 外 倉 条 前 道事 そ 別償却設備に係る所得 0 \times 当な \times 账账 庫 当該都道府 よるべき当 産業の 事 該該 前条第 号以外の $\overline{\mathcal{O}}$ 業又は 当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有す。事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給等又はガス供給業<u>の法人にあっては当該固定資産の価額のうち等</u>造事業用<u>情報通信技術利用事</u>業(法第三十条に規定する情報通信技術利用事業をいう。)用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額) 業をあ 当該設備を新設し、事務所又は事業所の (都道府県において 、事業年度に係る所 行う 分ごとにそれぞれ当該各号に定め IIE **1**該新設 i該新設 法 主 人 信製に 一たる事 湯合 号 7 わ 軌 0 前 せて行う法 道 $\overline{}$ 場 Ď がころ 当該設備に係るも 項 事 合 業 業 0 又は増設 又は増設した設備に係 が 規 以 .当該法人に課す 「得 金額等 定 XIII 電 又は増設した 裁談法に対している。 人に を 下 気 適 供 \subset 大又は高談年に 闸 0 0 鉄 た設備に 給 でする。 1 軌 業 計 ては、 算方 道 のとして計算した額 事 4 面庥 業 庥 に所のが る事業税の課税標 る算式によ 桝 宗な. 半 \mathcal{O} B 無得を 団 という。 従業 該 定定 鉄 汊 資産の 都道 者の 軌 Ŋ って 道 # : 府県内に有 数 業税の課税標 事 業以外の 直 計算した額とす とこ ガ は、 業 ス れら 供給業又 \cap 次 K 0 事業に J. Ø 0 各号に 事 Ň 業 る業製報定 7.

 \wedge

Ñ

び所得の算定の例による。	び所得の算定の例による。
十項 並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及	第十二項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及
二百二十六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第	二百二十六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第十一項及び
事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和二十五年法律第	事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和二十五年法律第
3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の	3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の 3

〔第七条関係〕

○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十三年総務省令

第五十四号)

改正案	現行
(法第十条に規定する総務省令で定める場合)	(法第十条に規定する総務省令で定める場合)
第一条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(以下「法」	第一条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(以下「法」
という。)第十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる	という。) 第十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる
税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。	税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
一 事業税 法第三条第三項の規定による内閣総理大臣の公示の日(以下	一 事業税 法第三条第三項の規定による内閣総理大臣の公示の日(以下
「公示日」という。)から平成三十一年三月三十一日までの間に、製造	「公示日」という。)から平成二十九年三月三十一日までの間に、製造
の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業(次条第一項に	の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業(次条第一項に
おいて「製造業等」という。)の用に供する設備(一の生産設備(ガス	おいて「製造業等」という。)の用に供する設備(一の生産設備(ガス
の製造又は発電に係る設備を含む。)であって、これを構成する減価償	の製造又は発電に係る設備を含む。)であって、これを構成する減価償
却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号か	却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号か
ら第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三	ら第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三
条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下同じ。)の取得価額	条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下同じ。)の取得価額
の合計額が二千七百万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん	の合計額が二千七百万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん
包業又は卸売業の用に供するものにあっては、これらをそれぞれその事	包業又は卸売業の用に供するものにあっては、これらをそれぞれその事
業の用に供したことに伴って増加する雇用者(日々雇い入れられる者を	業の用に供したことに伴って増加する雇用者(日々雇い入れられる者を
除く。)の数が十五人を超えるものに限るものとし、法第二条に規定す	除く。)の数が十五人を超えるものに限るものとし、法第二条に規定す

2

略

る原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうる原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうる原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうる原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうこととしている場合

二・三略

る原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうる原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうる原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうる原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうこととしている場合

産取得税について不均一課税をすることとしている場合 次項に規定する対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公 が項に規定する対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公 一年以内に当該土地の取得については、その取得の日の 手があった場合における当該土地の取得については、その取得の日の が項に規定する対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公 のまの のまの のまである。)に対して課する不動 である家屋及びその敷地である土地の取得(公 のまである。)に対して課する不動

2 鉄道事業又は軌道事業(以下「鉄軌道事業」という。)とこれらの事業	2 略
該設備を新務所又は事	
なるべき当該事業年度又は当該年に係る所得 当該新設し 又は増設した設備に係る従業者の数	
道と	
二 前号以外の場合	二 略
、 当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち製造事業等の用に供する設備に係る固定資産の価額)	、 当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち製造事業等の用に供する設備に係る固定資産の価額)
当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額	当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額
当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき 当該事業年度に係る所得	当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき 当該事業年度に係る所得
倉庫業の法人の場合	倉庫業の法人の場合
	ものを含む。)を除く。以下この号において同じ。)、ガス供給業又は
	百七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずる
一 その行う主たる事業が電気供給業、	一 その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第
額とする。	額とする。
各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した	各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した
第二条 前条第一項第一号の当該設備に係るものとして計算した額は、次の	第二条 前条第一項第一号の当該設備に係るものとして計算した額は、次の
(対象設備に係る所得金額等の計算方法)	(対象設備に係る所得金額等の計算方法)
二 倉庫業、こん包業及び卸売業 作業場用又は倉庫用の建物	
一 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物	
備とする。	

び所得の質	び所得の算定の例による。
十項	第十二項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及
二百二十二	二百二十六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第十一項及び
事業に係る	事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和二十五年法律第
3 第一項の	3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の 3

る部分について前項の規定を適用する。

事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和二十五年法律第3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の

白二十六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第

↑ 並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及111万分) 賃付 11290 № 1 丿賃┏項≿€賃夛項壹♂ − 賃ナエアスで賃

び所得の算定の例による。

〔第八条関係〕

〇 沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十四年総務省令第四十二号)

を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取	
取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地	
びその敷地である土地の取得(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の	
二 不動産取得税 対象施設設置者について、当該対象施設である家屋及	二・三略
る事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合	る事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合
いう。)のうち当該対象施設に係るものとして計算した額に対して課す	いう。)のうち当該対象施設に係るものとして計算した額に対して課す
又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものを	又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものを
供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額	供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額
設設置者」という。)について、沖縄県が、当該対象施設を事業の用に	設設置者」という。)について、沖縄県が、当該対象施設を事業の用に
」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「対象施	」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「対象施
一日までの間に、次項に規定する施設(以下この条において「対象施設	――までの間に、次項に規定する施設(以下この条において「対象施設
(以下この条において「提出日」という。) から平成二十九年三月三十	(以下この条において「提出日」という。) から平成三十一年三月三十
一 事業税 法第六条第五項の規定による観光地形成促進計画の提出の日	一 事業税 法第六条第五項の規定による観光地形成促進計画の提出の日
める場合とする。	める場合とする。
省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定	省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定
第一条 沖縄振興特別措置法 (以下「法」という。) 第九条に規定する総務	第一条 沖縄振興特別措置法 (以下「法」という。) 第九条に規定する総務
(法第九条に規定する総務省令で定める場合)	(法第九条に規定する総務省令で定める場合)
現行	改 正 案

のとする。

略

2 対象施設は、 第一号に掲げる要件に該当する施設で、第二号に定めるも 2 対象施設は、第一号に掲げる要件に該当する施設で、第二号に定めるも

果说とすることにつている場合得に限る。)に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一

課税をすることとしている場合

固定資産税 対象施設設置者について、当該対象施設である家屋及び固定資産税 対象施設設置者について、当該対象施設である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、地 (提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、定対して課する固定資産税について、場該対象施設である構築物の敷地である土間定資産税 対象施設設置者について、当該対象施設である家屋及び

のとする。

対象施設の要件

て対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るも技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用についする部分に限るものとし、事務所、宿舎又は宿泊施設、駐車施設、遊イ 当該対象施設の用に供する家屋又は構築物(当該対象施設の用に供

政令第九十六号)第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令

のを除く。)を構成する減価償却資産

(所得税法施行令

(昭和四十年

(昭和

四十年政令第九十七号)第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限

)の取得価額の合計額が千万円を超えるものであること

適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一用する権利を有する者が存する施設又は風俗営業等の規制及び業務の口 会員その他の当該対象施設を一般の利用客に比して有利な条件で利

対象施設

スポーツ又はレクリ エーショ ン施設 次に定める施設

庭球場

(3)(2)(1) 水泳場

スケート場

(削る)

施設をいう。 を用い室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う トレーニングセンター(主として重量挙げ及びボディービル用具

(6)(5) ゴルフ場

遊園地(メリーゴーランド、 主として当該設備により客に遊戯をさせる施設をいう。 遊戯用電車その他の遊戯施設を設け

(7) 便所その他利便施設を備えたものをいう。 用に供するための施設で、 野営場 (野外における宿泊を主たる目的としたレクリエーショ 管理施設、 炊事施設、 汚水処理施設

(8) その他利便施設を備えたものをいう。 等を利用して野外に連続的に配置された施設で、 供するため、 野外アスレチック場 材木、 ロープ等で組み立てられた構築物が自然の地形 (専らスポーツ又はレクリエーションの用に 管理施設、 休憩所

(削る)

項に規定する風俗営業若しくは同条第五項に規定する性風俗関連特殊 営業の用に供する施設以外のものであること。

対象施設

スポーツ又はレクリエーション施設 次に定める施設

庭球場

水泳場

(5)(4)(3)(2)(1) トレーニングセンター 体育館 スケート場 (主として重量挙げ及びボディービル用具

施設をいう。 を用い室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う

ゴルフ場

(7)(6) 遊園地(メリーゴーランド、 主として当該設備により客に遊戯をさせる施設をいう。 遊戯用電車その他の遊戯施設を設け

(8)用に供するための施設で、 野営場 (野外における宿泊を主たる目的としたレクリエーション 管理施設、 炊事施設、 汚水処理施設

便所その他利便施設を備えたものをいう。

(9) 供するため、 等を利用して野外に連続的に配置された施設で、 野外アスレチック場 材木、 ロープ等で組み立てられた構築物が自然の地形 (専らスポーツ又はレクリエーションの用に 管理施設、 休憩所

その他利便施設を備えたものをいう。

(10) るための 場 施設で 海、 湖等においてレクリエーショ 釣り桟橋 蓄養施設 管理 施設 ンの目的で魚類等を釣 照明施設その他

(9)設をいう。 及び休憩所に限るものとし、 のとし、同項第九号の三に掲げる施設にあっては緑地、 除くものとし、 施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを 号の三から第十号の二までに掲げる施設 五項第一号、 の利便に供する港湾法 乗組員が利用するものに限るものとする。)により構成される施 マリーナ ・ターボートその他の船舶を係留する係留施設及びこれらの船舶 (スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、 第二号、 同項第四号に掲げる施設にあっては駐車場に限るも 第四号から第六号まで、第八号の二又は第九 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条第 同項第十号に掲げる施設にあっては専 (陸上船舶保管施設、 広場、 係留 植栽

(削る)

(11)設をいう。 号の三から第十号の二までに掲げる施設 ら乗組員が利用するものに限るものとする。)により構成される施 及び休憩所に限るものとし、 除くものとし、 施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを 五項第一号、 の利便に供する港湾法 モーターボートその他の船舶を係留する係留施設及びこれらの船舶 のとし、同項第九号の三に掲げる施設にあっては緑地 マリーナ(スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、 第二号、 同項第四号に掲げる施設にあっては駐車場に限るも 第四号から第六号まで、 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条第 同項第十号に掲げる施設にあっては専 (陸上船舶保管施設、 第八号の二又は第九 広場、 係留 植栽

利便施設を備えたものをいう。)

(12)遊漁船 管施設、 九号) 駐車場に限るものとし、 用するものを除くものとし びに製氷、 号イ、 和二十五年法律第百三十七号) にあっては宿泊所を除くものとし する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する漁港漁場整備法 遊漁船等利用施設 口、 第二条第二項に規定する船舶をいう。)その他の船舶を係留 (遊漁船業の適正化に関する法律 係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利 ホリ 冷凍及び冷蔵施設に限るものとし トからヌまで若しくはカに掲げる施設 (スポーツ又はレクリエーションの用に供する 同号トに掲げる施設にあっては荷役機械並 同条第二号イに掲げる施設にあっては 第三条第一 同号カに掲げる施設にあっては (昭和六十三年法律第九十 号イ若しくは 同号リに掲げる施設 (陸上船舶保 ハ又は第

(10)含む。)を備えたものをいう。) に設置される施設で、 ダイビング施設(海洋でダイビングを行う者の利便の向上のため 器材展示販売室及び講習室 (実習用プールを

(11)ボーリング場

ロ~ホ

略

(13) た漁港の区域内において整備されるものに限る。 ダイビング施設

広場、

植栽及び休憩所に限るものとする。

)により構成される施設

をいい、

同法第六条第

項から第四項までの規定に基づき指定され

に設置される施設で、 含む。)を備えたものをいう。) (海洋でダイビングを行う者の利便の向上のため 器材展示販売室及び講習室(実習用プー

(14)ボーリング場

教養文化施設 次に定める施設

(1) 劇場 (観客を収容し、劇、 音楽、 映画等を鑑賞させる施設をいう

衆の利用に供する施設をいう。) 集し、保管(育成を含む。)し、 展示して教育的配慮の下に一般公 (2)

博物館

(歴史、

芸術、

民俗、

産業、

自然科学等に関する資料を収

美術館

(7)(6)(5)(4)(3) 動物園 植物園

水族館

休養施設 文化紹介体験施設

(1) 展望施設 次に定める施設 (高台等の地形を利用し、 峡谷、

海岸、

夜景等の景観を

的とする施設で、 鑑賞させるための施設をいう。 温泉保養施設 (温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目 温泉浴場、 健康相談室 (医師、 保健師又は看護師

- 29 -

が配置されているものに限る。 以下この号において同じ。)及び休

憩室を備えたものをいう。

研究施設を備えたものをいう。) これらに関する人材の育成若しくは研究開発を行うための施設で、 設をいう。以下この号において同じ。)、診療施設、 ーニングルーム(室内において体力向上を目的とした運動を行う施 浴槽、プール、シャワー施設、サウナ施設、マッサージ施設、 性気候その他の海洋環境の有する医学的な治療効果、 美容・痩身効果等を利用した病気の治療、 海洋療法施設 (海水、海藻、 海泥その他の海洋資源若しくは海洋 保養、 健康増進等又は 健康増進効果 研修施設又は トレ

動を行う施設をいう。)又はトレーニングルーム及び健康相談室を 客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているも のに限る。)で、浴場又はプール、 と同等以上の通訳に関する能力を有する者であって、外国人観光旅 係る地域限定通訳案内士又は沖縄特例通訳案内士その他これらの者 の増進を図ることを目的とする施設 を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運 国際健康管理・増進施設 (病院又は診療所と連携して心身の健康 有酸素運動施設 (通訳案内士、沖縄県の区域に

(継続的に酸素

(4)

(3)(2)(1) 研修施設 会議場施設

展示施設

集会施設

次に定める施設

備えたものをいう。

(法第三十二条に規定する総務省令で定める場合)

第二条 法第三十二条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げ 第1

る税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

用事業 月三十一日までの間に、 備であって、これを構成する減価償却資産 出 「情報通信産業」という。)又は同条第八号に規定する情報通信技術利 事業税 一 の 日 (以 下 (以下この条において 法第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の提 「情報通信技術利用事業」という。)の用に供する一 法第三条第六号に規定する情報通信産業 「提出日」という。)から平成三十 (所得税法施行令第六条第 一の設 以下 年

この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者(以掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が千万円を超えるもの(以下

号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに

又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年下この条において「対象設備設置者」という。)について、沖縄県が、

て計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をの課税標準額となるものをいう。)のうち当該対象設備に係るものとし

_

略

することとしている場合

施設のうち、沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)ホ 販売施設 法第八条第一項の規定により沖縄県知事が指定する販売

第七条第一号に規定する小売施設及び飲食施設

(法第三十二条に規定する総務省令で定める場合)

第二条 法第三十二条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げ

当該各号に定める場合とする。

る税目の区分に応じ、

| 出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成二十九年三| | 事業税 | 法第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の提

用事業(以下「情報通信技術利用事業」という。)の用に供する一の設「情報通信産業」という。)又は同条第八号に規定する情報通信技術利

月三十一日までの間に、法第三条第六号に規定する情報通信産業

(以下

号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第六条第一月事業(以下「情報追信技術系月事業」という。)の月に供する一の部

掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が千万円を超えるもの(以下

下この条において「対象設備設置者」という。)について、沖縄県が、この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者(以

て計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をの課税標準額となるものをいう。)のうち当該対象設備に係るものとし又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年

びその敷地である土地の取得(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の二 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及

することとしている場合

三 限る。) に対して課する固定資産税について課税免除又は不均 する当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に である土地 ある家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地 掲げるいずれかの設備を新設し、 いては、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地と 固定資産税 (提出日以後において取得したものに限り、 提出日から平成三十一 又は増設した者について、 年三月三十一日までの間に、 かつ、 当該設備で 土地につ 課税を 次に

1 対象設備 することとしている場合

口 機械及び装置並びに器具及び備品で、 これらの取得価額の合計額 が

(法第三十七条に規定する総務省令で定める場合)

百万円を超えるもの

第三条 る税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする 法第三十七条に規定する総務省令で定める場合は、 次の各号に掲げ

+ 計画の提出 下この条において 条において「特別償却設備」という。)を新設し、 事業税 年三月三十一日までの間に、 法第三十五条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進 一 の 日 (以下この条において「提出日」という。 「特別償却設備設置者」という。)について、 次に掲げるいずれかの設備 又は増設した者) から平成 (以下この 沖縄県 以

> 得に限る。)に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均 を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土 取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地 土地の取

三

課税をすることとしている場合

掲げるいずれかの設備を新設し、 することとしている場合 限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均 する当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に いては、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地と である土地 ある家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地 固定資産税 (提出日以後において取得したものに限り、 提出日から平成二十九年三月三十一日までの間に、 又は増設した者について、 かつ、 当該設備で 土地につ 一課税を 次に

イ 対象設備

口 機械及び装置並びに器具及び備品で、 これらの取得価額の合計 額 が

(法第三十七条に規定する総務省令で定める場合)

百万円を超えるもの

第三条 る税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 計画の提出の日 事業税 法第三十七条に規定する総務省令で定める場合は、 法第三十五条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進 次の各号に掲げ

(以下この条において「提出日」という。

下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、沖縄県 条において「特別償却設備」という。)を新設し、 十九年三月三十一日までの間に、 次に掲げるいずれかの設備 又は増設した者 (以下この

こととしている場合

算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をするの課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計びは各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年

ける設備であって、取得価額の合計額が千万円を超えるもの表の第二号若しくは第四十五条第一項の表の第二号の規定の適用を受イ 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第一項の

五百万円を超えるもの
ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が

口

二略

三 限る。 地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に 掲げるいずれかの設備を新設し、 家屋の敷地である土地 倉庫業の用に供するものを除く。 土地については、 固定資産税 に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一 提出日から平成三十一 その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土 (提出日以後において取得したものに限り、)である家屋及び償却資産並びに当該 又は増設した者について、 年三月三十一日までの間に、 当該設備 一課税を 次に か 0

こととしている場合

算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をするの課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年

五百万円を超えるもの機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額がける設備であって、取得価額の合計額が千万円を超えるもの表の第二号の規定の適用を受表の第二号を超えるもの。

一不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得の目の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該は不均一課税をすることとしている場合

三 限る。 地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に 家屋の敷地である土地 倉庫業の用に供するものを除く。 掲げるいずれかの設備を新設し、 固定資産税 土地については、 に対して課する固定資産税について課税免除又は不均 提出日から平成二十九年三月三十一日までの間に、 その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土 (提出日以後において取得したものに限り、)である家屋及び償却資産並びに当該 又は増設した者について、当該設備 一課税を 次に カゝ

することとしている場合

イ 第一号イに掲げるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が

百万円を超えるもの

(法第四十九条に規定する総務省令で定める場合)

第四条 法第四十九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げ 第

る税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度 別償却設備」という。)を新設し、 号又は第四十五条第一項の表の第三号の規定の適用を受ける設備であっ 年三月三十一日までの間に、 の提出の日 なるものをいう。 の所得金額又は収入金額 て「特別償却設備設置者」という。 事業税 取得価額の合計額が千万円を超えるもの 法第四十一条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計 (以下この条において「提出日」という。) から平成三十 のうち当該設備に係るものとして計算した額に対 (沖縄県において課する事業税の課税標準額と 租税特別措置法第十二条第一項の表の第三)について、 又は増設した者 (以下この条において「特 沖縄県が、 (以下この条におい 当該設備を 画

二略

場合

て課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている

することとしている場合

第一号イに掲げるもの

イ

機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額

が

百万円を超えるもの

口

(法第四十九条に規定する総務省令で定める場合)

第四条 法第四十九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げ

る税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

場合 号又は第四十五条第一項の表の第三号の規定の適用を受ける設備であっ て課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている なるものをいう。 の所得金額又は収入金額 事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度 て 別償却設備」という。)を新設し、 て、 年三月三十一日までの間に、 の提出の日 事業税 「特別償却設備設置者」という。 取得価額の合計額が千万円を超えるもの 法第四十一条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計 (以下この条において のうち当該設備に係るものとして計算した額に対 (沖縄県において課する事業税の課税標準額と 租税特別措置法第十二条第一項の表の第三 「提出日」という。)から平成二十九)について、 又は増設した者(以下この条にお (以下この条において 沖縄県が、 当該設備を 画

当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内にる家屋及びその敷地である土地の取得(提出日以後の取得に限り、かつ不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備であ

三 限る。 地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に 家屋の敷地である土地 掲げるいずれかの設備を新設し、 倉庫業の用に供するものを除く。 土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土 固定資産税)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均 提出日から平成三十一年三月三十一日までの間に、 (提出日以後において取得したものに限り、)である家屋及び償却資産並びに当該 又は増設した者について、 当該設備 一課税を 次に カゝ 0

イ 特別償却設備 することとしている場合

口 機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

(法第五十八条に規定する総務省令で定める場合)

る税目の区分に応じ、 法第五十八条に規定する総務省令で定める場合は、 当該各号に定める場合とする 次の各号に掲げ

第五条

施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一 三月三十一日までの間に、 指定の日 超えるもの から第七号までに掲げるものに限る。) 用に供する一の設備であって、 定経済金融活性化産業 事業税 (以下この条において「指定日」という。 法第五十五条第一項の規定による経済金融活性化特別地区 (以下この条において「対象設備」という。 (以 下 法第五十五条の二第二項第二号に規定する特 「特定経済金融活性化産業」という。 これを構成する減価償却資産 の取得価額の合計額が千万円を) から平成三十一)

を

新設し、 (所得税法 号 又 年 0) 0

> は不均一 土地の取得に限る。) 課税をすることとしている場合 に対して課する不動産取得税について課税免除又

Ξ することとしている場合 限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均 地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に 家屋の敷地である土地 倉庫業の用に供するものを除く。 掲げるいずれかの設備を新設し、 土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土 固定資産税 提出日から平成二十九年三月三十一日までの間に、 (提出日以後において取得したものに限り、)である家屋及び償却資産並びに当該 又は増設した者について、当該設備 一課税を 次に か

イ 特別償却設備

(法第五十八条に規定する総務省令で定める場合) 口 機械及び装置で、 これらの取得価額の合計額が百万円を超えるも

第五条 る税目の区分に応じ、 法第五十八条に規定する総務省令で定める場合は、 当該各号に定める場合とする。 次の各号に掲げ

超えるもの から第七号までに掲げるものに限る。 施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第 用に供する一の設備であって、 定経済金融活性化産業 三月三十一日までの間に、法第五十五条の二第二項第二号に規定する特 指定の日 事業税 (以下この条において 法第五十五条第一項の規定による経済金融活性化特別 (以下この条において (以 下 「特定経済金融活性化産業」という。)の これを構成する減価償却資産 「指定日」という。 「対象設備」 の取得価額の合計額が千万円を という。 から平成一 を新設し、 (所得税法 一十九年 地区 一号 又

又は不均一課税をすることとしている場合
いて、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事工は増設した者(以下この条において「対象設備設置者」という。)につ

二略

 \equiv があった場合における当該土地に限る。 掲げるいずれかの設備を新設し、 ついて課税免除又は不均 日 おいて取得したものに限り、 ある家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 固定資産税 から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手 指定日から平成三十一年三月三十一日までの間に、 一課税をすることとしている場合 かつ、 又は増設した者について、 土地については、その取得の日の翌)に対して課する固定資産税に (指定日以後に 当該設備で 次に

イ 対象設備

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が

(法第九十四条に規定する総務省令で定める場合)

百万円を超えるもの

又は不均一課税をすることとしている場合いて、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事は増設した者(以下この条において「対象設備設置者」という。)につ

課税をすることとしている場合 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及

Ξ 掲げるいずれかの設備を新設し、 があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税に 日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手 おいて取得したものに限り、 ある家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 ついて課税免除又は不均一 固定資産税 指定日から平成二十九年三月三十一日までの間に、 課税をすることとしている場合 かつ、 又は増設した者について、 土地については、 その取得の日 (指定日以後に 当該設備で の翌 次に

イ 対象設備

(法第九十四条に規定する総務省令で定める場合) 百万円を超えるもの 百万円を超えるもの 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が

第六条 法第九十四条に規定する総務省令で定める場合は、 次の各号に掲げ 第六条 法第九十四条に規定する総務省令で定める場合は、

事業党 欠のイ又はロこ掲げる事業党こついて課党免除又は不均一る税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

税をすることとしている場合事業税について課税免除又は不均一課

。) の用に供するホテル用、 。)及びその付属設備であって、 備に係るものとして計算した額に対して課する事業税 おいて課する事業税の課税標準額となるものをいう。 業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額 設した者(以下この条において「対象設備設置者」という。)につい もの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、 及び設備が旅館業法第三条第二 第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除 れらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 八号)第二条に規定するホテル営業、 年三月三十一日までの間に、 法第三条第三号の規定により離島として定められた日から平成三 沖縄県が、 当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事 旅館用又は簡易宿所用の建物 一項に規定する基準を満たすものに限る 旅館業法 取得価額の合計額が千万円を超える 旅館営業及び簡易宿所営業 (昭和二十三年法律第百三十 のうち対象設 (その構造 (沖縄県に 又は増 十

る税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。六条、法第九十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げ

税をすることとしている場合事業税について課税免除又は不均一課事業税(次のイ又は口に掲げる事業税について課税免除又は不均一課)

。)及びその付属設備であって、 八号) 設した者(以下この条において「対象設備設置者」という。 業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額 て、 もの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、 及び設備が旅館業法第三条第二項に規定する基準を満たすものに限る 第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除 れらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 九年三月三十一日までの間に、 備に係るものとして計算した額に対して課する事業税 おいて課する事業税の課税標準額となるものをいう。 法第三条第三号の規定により離島として定められた日から平成二十 の用に供するホテル用、 沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事 第二条に規定するホテル営業、 旅館用又は簡易宿所用の建物 旅館業法 取得価額の合計額が千万円を超える 旅館営業及び簡易宿所営業 (昭和二十三年法律第百三十 のうち対象設 (その構造 (沖縄県に) につい 又は増

られた日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事下であるものについて、法第三条第三号の規定により離島として定めの当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業を産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人でその者又はその同居の

口

略

二 主 略

業税

_ る場合 得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしてい 建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課 定められた日以後の取得に限り、 びその敷地である土地の取得 不動産取得税 対象設備設置者について、 (法第三条第三号の規定により離島として かつ、 土地の取得については、 当該対象設備である家屋及 その取

場合 する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている 家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課 その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該 められた日以後において取得したものに限り、 当該家屋の敷地である土地 固定資産税 対象設備設置者について、 (法第三条第三号の規定により離島として定 当該対象設備である家屋及び かつ、土地については、

(第一条第一項第一号の当該対象施設に係る所得金額等の計算方法等)

第一条第一項第一号の当該対象施設に係るものとして計算した額

第二条第一号の当該対象設備に係るものとして計算した額、第三条第一項

次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によっ 額は、 第一号の当該設備に係るものとして計算した額、 して計算した額及び前条第一号の当該対象設備に係るものとして計算した に係るものとして計算した額、 次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によっ 第五条第一号の当該対象設備に係るものと 第四条第一号の当該設備 (第一条第一項第一号の当該対象施設に係る所得金額等の計算方法等)

第一条第一項第一号の当該対象施設に係るものとして計算した額、

第七条

第七条

第一号の当該設備に係るものとして計算した額、 第二条第一号の当該対象設備に係るものとして計算した額、 して計算した額及び前条第一号の当該対象設備に係るものとして計算した に係るものとして計算した額、 第五条第一号の当該対象設備に係るものと 第四条第一号の当該設備 第三条第一項

額は、

て計算した額とする

て計算した額とする

その 行う主たる事 業 が 電 気 供 給 業 電 気 事 業 法 韶 和 +ħ. 年 法 律 第

百 t + · 号 第 条 第 項 第 一号に 規 定 す る 小 ·売電 気 事 業 \subseteq れ 潍 ず る

庫業の法人の場合

ŧ

0

を含

む

を

除

以

下こ

0

項

12

. お

V

7

同

ľ

力

ス

供

公給業

又

沖業の 縄年を 県度除 ににく 判益 該又 が決人にて投入 課金 す額 Š る事電 業気 稅供 の結 誤業 稅及 標び 準ガ M K な供る総 べ業 老儿 辿庥 読る cf #

当の号業の 該うの用条新ち特、に 所設し 又1 の第1条第2 第四本別の第2 第四本の第2 第二条の第2 第二条の第2 1 は2備金対 設設通業と 信用い M は第産及う 設の業び。傭条用旅) 傾に に第 係1情業係 る号報用る 国及連の固定び信設定 資第技備資 産4術(産の条利以の 信第月下価 額1事こ額

当る業対 該事又象 施務は施 設所が設 設固人資し定に産 資あの 又産っ価はのて額 増価は 設額当 し、該た主国 者た定 がる資 沖事産 縄業の 温県内に 対電気が電気() 価額の 有供うす給も

 \times

沖事 帰業 県年 に度 だいだにどんとなどである。 当収 談入 法金 八部にの窓 誤り 4 る電 事気 継弁 稅給 の業 課に 稅廃 標る 準収 $\nearrow \cap$ な金 る額 14 账 契

当の 影う 整ち 設電 し気 釈 又給 は業 増用 た備 施に 設係 KB 国が 設定 備資 に産 係の る笛 固額 定 鶭 産の価

 \times

辿る龕 該事に 施務係 設所る 対対対対対対対は連続で対対は事が固定資 備業産 を見り、一般である。 設固額 し定 貧 は区産 増価 設額 90 たら 考さ が電 洋気 編集| 内業 に用 有の有の ず最

略

その行う主たる事業が電気供給業

ガス供給業又は

庫業の法人の場合

倉

沖業の

縄年を 県庚除 ににく お係いる て所 判得 該又 が法人に 課金 げ額 Ń る軍電電 業気 稅供 の絡 票業 稅及 標び 準ガ MM な供る総 べ業 きに 辿庥 診る ₾ #

該うの用条 新ち株「に親ろ集別に記るのの。」 して値定い条邦経て条邦経て 又第設済「 は2備金対 施施報產 設設調製ストルに開発して、信用いいに第種及らり 設の業び。傭条用旅) 館に に第 係1情業係 26年期間が2日の中央の国及連の国の信息には10世界に 資第技備資 (産 產4術、 の条利以の 他第月下価 額1事こ額

当の号業の

該事又象 施務は施設所が設 及び 設まは大人等 はままに の事給係に などに 設固人資 し定に産 貧あの 増価は 設額当 し、「談談と、「一人」と、「「「「「」」と、「「」「「」」が、「「「」」を、「「「国」と、「「国」と、「「「国」と、「「「」」を、「「」、「「」、「「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「 者た定 がる資 沖事産 縄業の 県が伸 内電額 に気の 有供う 徭む

 \times

当る業対

许事 端業 県 年 に度 おにい係 ЬB 当収 該入 法金 大に課で、独ののでは 40 る電 事気 業供税給給 の課業に対している。 稅係 標る 準収 $\nearrow \cap$ な金 る額 1. 14 账

当の 影り 搾む 設電 で無対象 又給 開業、田業 設の 1. 微 た備 施に 設係 XB 国引 設定 備資 に産 係の る佃 百額 定 資 の海ジ 亩

X

辿る龕 該事に 施務係 設所る 対区が開いては関いては、関付に関係を対して、 備業産 を所の新の佃 亩 設固額 ... | | | | | (値) はなので はの温 設額しの額 たら 4事 が電 往気 維無 県給 内業 有の用の す設

前号以外の場合

沖き及 絹当び 県 は に 事 ス 当文に 該は係 法当る 人談も 又事の は業を 個年深 人にく に廃 0 課る 予所 る得 事又 業は 稅収 1の課税 1人金額 蘚 票(維重 と気 な供がる総合 べ 業

該従 控業 設者 $\hat{\mathcal{S}} \subset$ 数 壶 熨 $\overline{}$ 扩 兞 熨 \bowtie .1は設 瘟 9 V۷ 54 类 侠 兡 焽 糾 庥

当る 該事 施務 設所 対対対対対対域は対対 偏業 を所 夢の 設従 つ業 举 DK6 は数 盐 熨 $\overline{}$ 辨 が浴・ 遙 原内に 作

 \times

当る

揳

_	
び所得の算定の例による。	び所得の算定の例による。
⟩事業税の分割基準及 十項 並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及	第十二項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及
《まで、第十一項及び 二百二十六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第	二百二十六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、
地方税法(昭和二十五年法律第 事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和二十五年法律第	事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(四
《の鉄軌道事業以外の 3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の	3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の
以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。	
とこれらの事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄軌道事業	
2 鉄道事業又は軌道事業(以下この条において「鉄軌道事業」という。	2 略
当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が沖縄県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額のうち電気供給業用の設備に係る固定資産の価額	
当該新設し、又は増設した施設又は設備に係る固定資産の価額 のうち電気供給業用の設備に係る固定資産の価額 ×	
+沖縄県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該事業年に係る収入金額のうち電気供給業に係る収入金額	

〔第九条関係〕

0 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令(平成十九年総務省令第九十四

第三条 いう。) (法第二十条に規定する総務省令で定める施設) 額の合計額が二億円 構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)の取得価 れたものに限る。 地 第二号に掲げるものに限る。)及び当該家屋又は構築物の敷地である土 あって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産 以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。)で 0 又は法人税法施行令 所得税法施行令 略 日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は 一の施設 (同意日 (当該同意日の同意が平成三十年三月三十一日 法第二十条に規定する総務省令で定める施設 を超えるものであること は、 次に掲げる要件に該当するものとする。 (一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二 (昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号及び第二号 以下同じ。)以後に取得した土地であって、 (昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号及び (農林漁業関連業種に係るものにあっては、 改 正 案 (以下「対象施設」と 第三条 までに行わ その取得 五千万 二 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある いう。)は、 (法第二十条に規定する総務省令で定める施設) 地 額の合計額が二億円 構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)の取得価 の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は れたものに限る。 第二号に掲げるものに限る。)及び当該家屋又は構築物の敷地である土 又は法人税法施行令 所得税法施行令 あって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産 以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。 一の施設(一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二 (同意日(当該同意日の同意が平成二十九年三月三十一日までに行わ 法第二十条に規定する総務省令で定める施設 を超えるものであること 次に掲げる要件に該当するものとする。 (昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号及び第二号 以下同じ。)以後に取得した土地であって、 (農林漁業関連業種に係るものにあっては、 (昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号及び 現 行 (以下「対象施設」 その取得 五千万

(傍線部は改正部分)

لح

場合には当該家屋の床面積(機械室、廊下、階段その他共用に供される場合には当該家屋の床面積(以下本号において「共用部分の床面積(共用部分の床面積(以下本号において「共用部分の床面積(共用部分の床面積(以下本号において「共用部分の床面積(以下本号において「共用部分の床面積(以下本号において「共用部分の床面積(共用部分の床面積(以下本号において「共用部分の床面積(共用部分の床面積(以下本号において「共用部分の床面積(共用部分の床面積(以下本号において「共用部分の床面積(以下本号において「共用部分の床面積(共用部分の床面積(以下本号において「共用部分の床面積(共用部分の床面積(以下本号において「共用部分の床面積(という。)

であること。

〔第十条関係〕

0 東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成二十三年総務省令第百

(傍線部は改正部分)

第 当該各号に定める場合とする 規定する総務省令で定める場合は、 一 条 (法第四十三条に規定する総務省令で定める場合) 東日本大震災復興特別区域法 改 正 次の各号に掲げる税目の区分に応じ、 (以下「法」という。) 第四十三条に 案 第一条 規定する総務省令で定める場合は、 (法第四十三条に規定する総務省令で定める場合) 東日本大震災復興特別区域法 現

する場合を含む。)の規定による復興推進計画の認定の日 律第二十五号)第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用 事業税 法第四条第九項 (福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法 (以下 「認定

日」という。)

から平成三十三年三月三十一日

等」という。)を新設し、 十六条の四第一項の規定の適用を受ける施設又は設備 条の二第一項の表の第一号、 二十九号)第十条の二第一項の表の第一号、 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第二十五条の二第一項の表の第一号、 又は増設した者(当該事業を実施する個人事 第十七条の五第一項、第十八条の四第一項 までの間に、 第二十五条の五第一項又は第二 第十条の五第一項、 (平成二十三年法律第 東日本大震災の被災 (以 下 「対象施設 第十七

行

当該各号に定める場合とする 次の各号に掲げる税目の区分に応じ、 (以下「法」という。) 第四十三条に

事業税 法第四条第九項 (福島復興再生特別措置法 日 (平成二十四年法 (以 下 「認定

等」という。)を新設し、又は増設した者(当該事業を実施する個人事 十六条の四第一項の規定の適用を受ける施設又は設備 条の二第一項の表の第一号、第十七条の五第一項、第十八条の四第一項 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合にあ 日」という。)から平成二十九年三月三十一 する場合を含む。)の規定による復興推進計画の認定の日 律第二十五号)第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用 っては、平成三十三年三月三十一日)までの間に、東日本大震災の被災 一十九号)第十条の二第一項の表の第一号、 第二十五条の二第一項の表の第一号、 第二十五条の五第一項又は第二 第十条の五第一項、 (福島復興再生特別措置 (平成二十三年法律第 以下 「対象施設

人に該当するものであって認定日から平成三十三年三月三十一日四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する指定法する指定事業者又は法第四十条第一項(福島復興再生特別措置法第七十業者又は法人で法第三十七条第一項若しくは法第三十九条第一項に規定

次条により計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は標準額となるものをいう。)について、当該対象施設等の所在する道県が、当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。以下「指定事指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。以下「指定事

一· 三 略

課税をすることとしている場合

次条により計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均 税標準額となるものをいう。)のうち当該対象施設等に係るものとして は各事業年度の所得又は収入金額 対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又 業者等」という。)について、当該対象施設等の所在する道県が、 指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。 適用する場合にあっては、 復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて 四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) する指定事業者又は法第四十条第一項 業者又は法人で法第三十七条第一項若しくは法第三十九条第一項に規定 人に該当するものであって認定日から平成二十九年三月三十一日 課税をすることとしている場合 平成三十三年三月三十一日)までの間に当該 (当該道県において課する事業税の課 (福島復興再生特別措置法第七十 に規定する指定法 以 下 「指定事 (福島 当該

課税をすることとしている場合 課税をすることとしている場合 (認定日以後の取得に限り、かつ、土地の取得にのいては、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地 を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取 を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取 不動産取得税 指定事業者等について、当該対象施設等である家屋及

て一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合たものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算し償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(認定日以後において取得し固定資産税 指定事業者等について、当該対象施設等である家屋及び

第 額の合算額とする。 各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した 一条 (第 項第 ~派 \times 電気供給業 対談が判別を 条第一 前条第一 当該施設又は設備を新設し する事務所又は事業所の固 当る ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額 号に規定する小売電気事業 略 指該新設し、又は増設した施設又は設備のう 固定資産の価額 .県において当該指定事業者等に課する事業税の課税標 該事業年度に係る所得又は収入金額 号の当該対象施設等に係る所得又は収入金額の計算方法 号の当該対象施設等に係るものとして計算した額は、 (電気事業法 (昭和三十九 定 又は増設した³ を資産の価額 (これに準ずるものを含む。 年法律第百七十号) :者が当 ち対象施設等に係 該道 県内に有 第 業 \wedge 一条第 を除 K 次 B \hat{O} 第 _ \equiv 各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した 額 条 第 の合算額とする。 除又は不均一 における当該土地に限る。 当該道県において当該指定事業者等に課すべき当該事業年度に係る所得又は収入金額 当該道県において当べき当該事業年度に 当該道県において当該指定事業者等に課す べき当該事業年度に係る所得金額 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額 電気供給業 前 \times \times 条第一 前条第 |号以外の業種に係る所得又は収入金額 当該軌道を新設 の延長キロメー 当延 上手 当る ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金 当該新設重長キロ 機械的固定 該新設 í該施設又は設備を新設し -る事務所又は事業所の固 号の当該対象施設等に係る所得又は収入金額の計算方法 号の当該対象施設等に係るものとして計算した額は、 設資 課税をすることとしている場合 が一の海が \subset $\times \subset$ 1 又は増設した施設又は設備の)価額 又は増設 又は増設した軌道のうち対象施設等に係る軌道 トル数 1該指定事 1条る所得 マウ 、又は増設1 レ数 に対して課する固定資産税に した施設又は設備のうち対象施設等に 事業者等に課する 界又は収入金額 又は増設した定資産の価額 7 :者が当 Ø B B 該道 事業税の課税標準と 事業税の課税標準とな 事業税の課税標準と ٧ 桝 示が当 ち対象施設等に係 県内に有する 該道県内に 0

£

動道

9

庥

K

いて

課税

次

0

-	
の五十四第二頁こ規定する事業说の分割基準及び所导の算定の列こよる。 の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第十項 並びに第七十二条	の五十四第二頁こ規定する事業说の分割基準及び所导の算定の列こよる。の四十八第四項から第六項まで、第十一項及び第十二項並びに第七十二条
定については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条	定については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条
2 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算	2 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算
〜 当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が当該道県内に有 する事務所又は事業所の従業者の数	
→ る従業者の数 → −	

〔第十一条関係〕

務省令第四十九号)

0 福島復興再生特別措置法第二十六条及び第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成二十五年総

(傍線部は改正部分)

算式	。)、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額	項第二号に規定する小売電気事業 (これに準ずるものを含む。) を除く	一 電気供給業 (電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二条第一	た額の合算額とする。	の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算し	び第二条第一号の当該復興再生施設等に係るものとして計算した額は、次	第三条 第一条第一号の当該企業立地施設等に係るものとして計算した額及	等)	(第一条第一号の当該企業立地施設等に係る所得又は収入金額の計算方法	改正案
算式	、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額		一 電気供給業	た額の合算額とする。	の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算し	び第二条第一号の当該復興再生施設等に係るものとして計算した額は、次	第三条 第一条第一号の当該企業立地施設等に係るものとして計算した額及	等)	(第一条第一号の当該企業立地施設等に係る所得又は収入金額の計算方法	現行

算式の符号

A 福島県において当該対象認定事業者又は当該対象確認事業者(以下この条において「当該対象認定事業者等」という。)に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入

算式の符号

金額

A 福島県において当該対象認定事業者又は当該対象確認事業者(

以下この条において「当該対象認定事業者等」という。)に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入

 $\begin{array}{|c|c|}\hline A\times B\\ C\\ \end{array}$

 $\begin{array}{c|c} A \times B \\ \hline C \end{array}$

- Ш 。)に係る固定資産の価額 又は復興再生施設等(以下この条において「対象施設等」という 当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち企業立地施設等
- \bigcirc る事務所又は事業所の固定資産の価額 当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が福島県内に有す

二•三 略

Ш 。)に係る固定資産の価額 又は復興再生施設等(以下この条において「対象施設等」という 当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち企業立地施設等

 \bigcirc る事務所又は事業所の固定資産の価額 当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が福島県内に有す

二 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

算式

 $\mathbf{A} \times \mathbf{B}$

C

算式の符号

A 福島県において当該対象認定事業者等に課する事業税の課税標 準となるべき当該事業年度に係る所得金額

Ш 延長キロメートル数 当該新設し、又は増設した軌道のうち対象施設等に係る軌道の

 \bigcirc **延長キロメートル数** 当該軌道を新設し、又は増設した者が福島県内に有する軌道の

三 前二号以外の業種に係る所得又は収入金額

算式

 $A \times B$

0

算式の符号

A 福島県において当該対象認定事業者等に課する事業税の課税標 準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額

る従業者の数 当該新設し、 又は増設した施設又は設備のうち対象施設等に係

Ш

	る事務所乂は事業所の従業者の数
2 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算 2	2 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算
定については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条	定については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条
の四十八第四項から第六項まで、第十一項及び第十二項並びに第七十二条	の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第十項 並びに第七十二
の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。	の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

 \bigcirc 当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が福島県内に有す

第十項 第二百二十六号)第七十二条 - トル数及び従業者の数の算 並びに第七十二条

〔第十二条関係〕

0 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成二十七年総務省令第七十三号)

(傍線部は改正部分)

第 準用する場合を含む。)の規定により当該地方公共団体の区域に係る法第 工条第一項の地域再生計画(同条第四項第五号に規定する地方活力向上地 五条第一項の地域再生計画(同条第四項第五号に規定する地方活力向上地 という。)の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法(昭和二 という。)の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法(昭和二 十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額 十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額 業を実施する者について不均一課税をした場合にあっては、〇・四七に満 業を実施する者について不均一課税をした場合にあっては、〇・四七に満 たない都道府県又は〇・六三に満たない市町村、同項第二号に掲げる事 たない都道府県又は〇・六三に満たない市町村とする。	準用する場合を含む。)の規定により当該地方公共団体の区域に係る法第五条第一項の地域再生計画(同条第四項第五号に規定する地方活力向上地立れた日(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。次条において「公示日という。)の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により第定した場合にあっては、○・七八に満たない都道府県又は○・九○に満たない市町村、同項第二号に掲げる事業を実施する者について不均一課税をした場合にあっては、○・四七に満たない都道府県又は○・七四に満たない市町村とする。 (特別償却設備に係る所得金額等の計算方法)
令で定める地方公共団体は、法第五条第第一条 地域再生法(以下「法」という。(法第十七条の六に規定する総務省令で	佐第五条第1 という。)
現	改 正 案

第三条 2 0) 定については、 の合算額とする。 号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額 四十八第四項から第六項まで、 項第一 前 項の 電気供給業(電気事業法 $\sim \mathbb{K}$ |該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標 | なるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額 前条第一号の特別償却設備に係るものとして計算した額は、 辿作 一号に規定する小売電気事業 。該特別償却設備を新設し、又は増設した。 でする事務所又は事業所の固定資産の価額 固定資産の価額、 該新設し、 ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額 地方税法 又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額 昭 軌道の 和 (昭和三十九年法律第百七十号) 一十五 第十一項及び第十二項並びに第七十二条 延長キロメートル数及び従業者の数の算 (これに準ずるものを含む。 年法律第二百二十六号) 者が当該都道府県内に 第七十二 第 一条第 を除 次の各 計 一条 2 第三条 _ の四十八第四項から第六項まで、 三 号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額 定については、 の合算額とする。 前 項の 当該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準 となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額 ~ 11 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額 電気供給業 前二号以外の業種に係る所得又は収入金額 当該新設延長キロ 当該特別償却設備を新設し又は増設し、 する事務所又は事業所の従業者の数 |該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準 | なるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額 当該軌道を新設し、道の延長キロメー 当該特別償却設備を新設し、又は増設した 有する事務所又は事業所の固定資産の価額 |該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標 | なるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額 当該新設し、 当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額 前条第一号の特別償却設備に係るものとして計算した額は、 固定資産の価額、 ガ ス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金 地方税法 \ \ \ \ \ 又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の -トル数 又は増設した特別償却設備に係る従業者の数 、又は増設した者が当該都道府県内に有す トル数 昭 軌道の 和二十五年法律第二 第九項及び第十項 延長キロ メー 7 者が当該都道府県内に トル数及び従業者の数の算 一百二十六号)第七十二条 者が当該都道府県内に 並びに第七十二条 - る軌 次の各